特殊車両通行確認制度の概要

特車登録センター

一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization

- 1. 特殊車両通行手続き制度の概要
- 2. 特殊車両通行確認制度の特徴
- 3. 特殊車両通行許可制度と特殊車両通行確認制度の比較
- 4. 特殊車両の通行手続きが必要となる車両
- 5. 登録が可能な車両の基準等について
- 6. 車両登録も経路検索も無料でお試しできます
- 7. 通行可能経路の確認は「2 地点双方向 2 経路検索」と「都道府県検索」
- 8.「2 地点双方向 2 経路検索」
- 9.「都道府県検索」
- 10. 一度確認した経路に新たに経路を追加して確認できます
- 11. 簡単になったオンライン申請
- 12. 通行可能経路を即日回答 回答書入手後から走行可能
- 13. 通行可能経路がスマホやタブレットなどでも確認可能
- 14. 特殊車両通行確認制度の利用要件
- 15. 車両登録および経路確認にかかる手数料一覧
- 16. 手数料の支払い方法はオンラインによるキャッシュレス決定

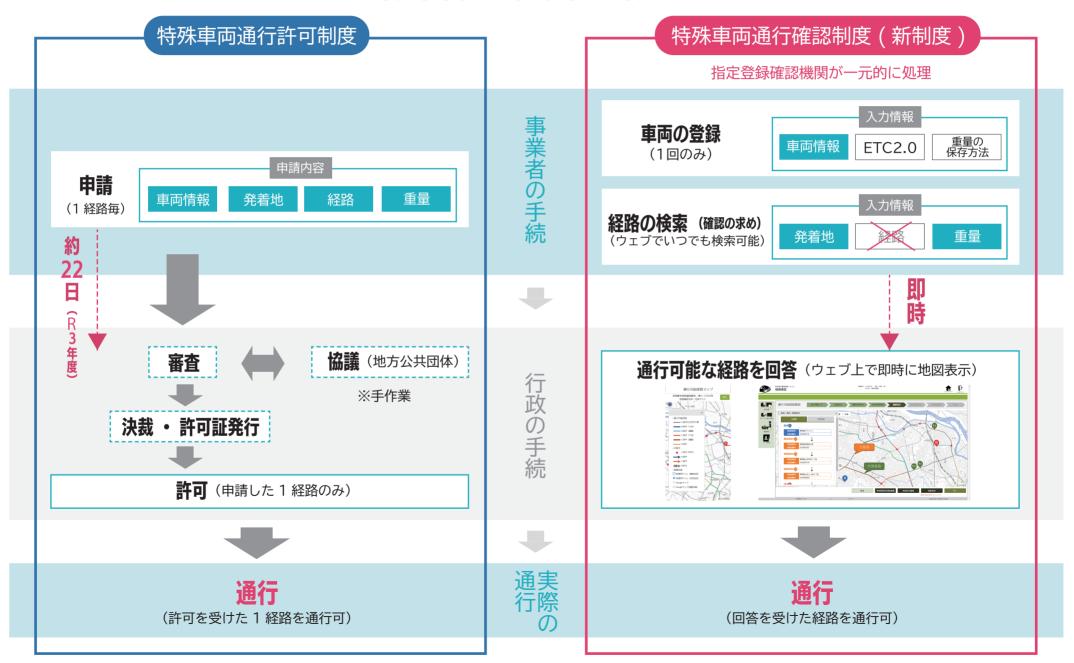
特車通行確認制度システムについては、 特車登録センターにお問い合わせください URL:https://www.tks.hido.or.jp/ E-Mail:hido-tks-info@tks.hido.or.jp フリーダ イヤル: 0120-161-948 (トウロクトクシャ)

1. 特殊車両通行手続き制度の概要



1ページ

特殊車両通行手続き制度



2. 特殊車両通行確認制度の特徴



2ページ

■ 特殊車両通行確認制度は、現行の特殊車両通行許可制度と比較して、 使い勝手が良い(早い、簡単、便利)手続きとなっています。

特車通行許可制度

■ 審査に時間がかかる

「申請から許可まで約22日※]

■申請手続きが煩雑

[申請者が経路を細かく指定] 「申請の都度、車両諸元を入力]

■ 許可経路が固定的

[1 経路(片方向)ごとに許可]

- すべての道路、すべての車両に対応
- ■許可の手数料

1経路につき 200円

(道路管理者が複数にまたがる場合)

※令和3年度実績

特車通行確認制度(新制度)

■ 早い

[オンラインシステムで即時に確認]

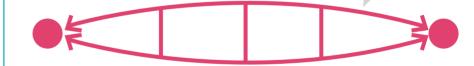
■簡単

[システムが自動的に経路を検索] 「車両登録は初めの一回だけ]

■ 便利

「複数経路(双方向)を一度に確認]

道路事情に応じて 柔軟な経路選択を可能に



- 情報が電子データ化された道路、 登録基準値内の重量・寸法の車両に対応
- ■確認の手数料

2 地点間双方向 2 経路検索の場合:確認 1 件につき 600 円

都道府県検索の場合:確認 1 件につき 400 円 (都道府県あたり)

追加経路検索の場合:確認1件につき 100 円 (経路延長10 kmまで)

◎延長が10kmを超える場合は、10kmごとに100円

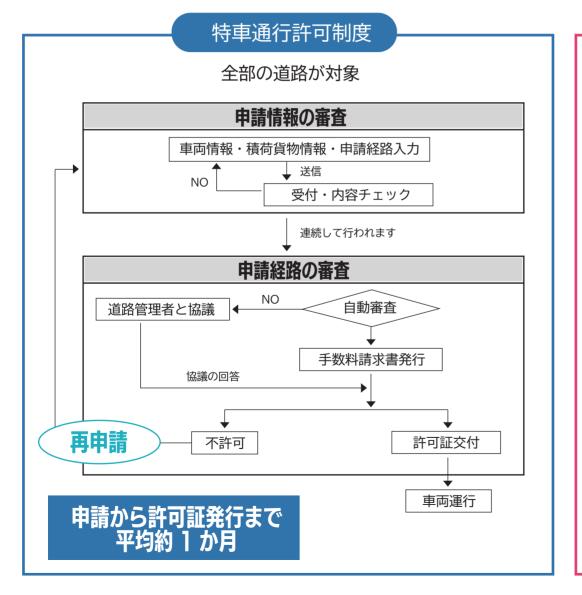
(別途、車両登録手数料が必要)

2. 特殊車両通行確認制度の特徴



3ページ

- 特殊車両通行確認制度では、事前に登録した車両について、通行可能経路の確認・手数料の支払いまで、 インターネットを利用して 24 時間・オンラインで行うことができます。
- 通行可能経路の検索・確認だけでなく、特殊車両の登録・届出・廃止の手続きも、 24 時間・オンラインで行うことが出来ます。





3. 特殊車両通行許可制度と特殊車両通行確認制度の比較



4ページ

	特車通行許可制度	特車通行確認制度(新制度)
車両登録	車両登録は不要(申請時には車両情報の提示が必要)です。 ◆許可証の有効期間内は通行可能です。	車両の事前登録が必要です。 ◆5 年ごとに車両登録を更新します。 ◆単車・トラック、トラクタ、建設機械には ETC2.0 車載器の 搭載が必要です。
 手続き〜運行 	数日〜数ヵ月が必要です。	◆即時に通行できます。
経路 (手続き時)	自ら手作業で通行したい経路を選定するため、 通行が難しい道路、通行できない道路を選ぶことがあります。	◆システムで通行可能経路を自動表示します。 目的地の追加ができます。
対象道路	道路法上の道路全てが手続きの対象となりますが、道路情報が 電子データ化されていない道路は長期間の個別協議が発生します。	道路情報が電子データ化された道路が対象です。 ◆システムで通行可能経路を即時に表示します。
経路(通行時)	通行できる道路の区間を一覧表、経路図で表示します。 ◆経路図はパソコンでの表示または紙媒体で対応します。	通行できる道路の区間を経路図で表示します。 ◆経路地図はタブレット等でいつでも閲覧可能です。
支払い	請求書を郵送で受取り、銀行等で振込等による支払いです。	◆オンラインでキャッシュレスによる決済が可能です。
携行書類	許可証及び関係書類一式を携行(電子データも可)します。	◆回答書を携行(電子データも可)します。
入力	申請の都度、車両諸元等の情報を入力します。	◆車両登録の情報を用いるため、車検証情報から一部入力されます。

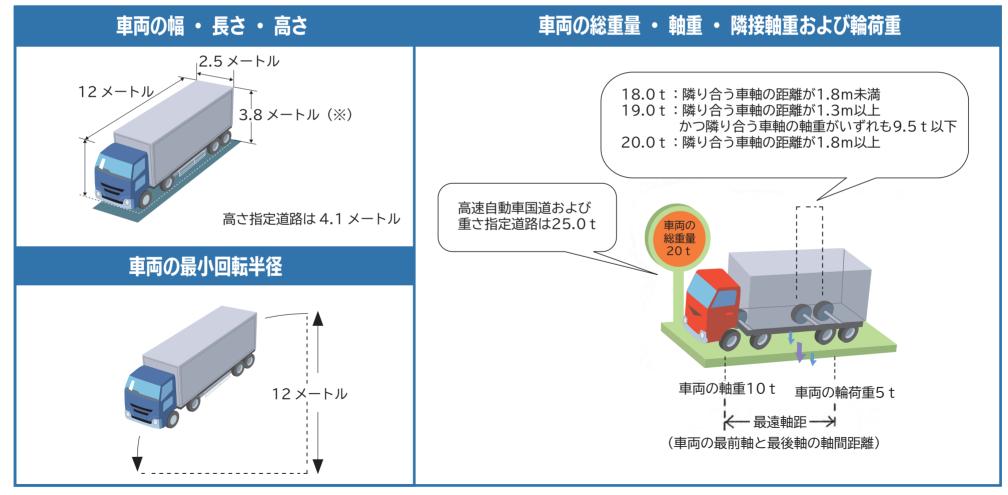
4. 特殊車両通行の手続きが必要となる車両



5ページ

- 道路は一定の構造基準により造られており、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を自由に通行できる車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度を「一般的制限値」といいます。
- ●「一般的制限値」を超える車両が道路を通行する際には、特殊車両の通行手続きが必要です。

一般的制限值



イラスト出典:特殊車両通行ハンドブック2020

5. 登録が可能な車両の基準等について



6ページ

■ 登録可能な車両の諸元

登録できる車両の幅、重量、高さ、長さ、最小回転半径は車両の通行の許可の手続等を定める省令第13条で定めています。

車両諸元					
車種	右記以外	セミトレーラ連結車	フルトレーラ連結車及びダブルス		
幅	3.5 メートル以下				
重量	135.1 トン以下	143.6 トン以下	163.6 トン以下		
高さ	4.3 メートル以下				
長さ	16 メートル以下	20 メートル以下	21 メートル以下		
最小回転半径	車両の最外側のわだちについて 12 メートル以下				

■ 注意事項

- 登録手数料は1台につき5千円で、5年間有効です。
- ▶レーラは登録手数料不要で有効期間はありません。
- 車両の登録が出来ても、実際に通行する道路の状況によっては、経路確認が出来ない場合があります。
- 5 年後の更新手続きは、事前にメールでお知らせします。
- 利用に当たっては、基準に適合した ETC2.0 車載器を搭載していただきます。
- 車両諸元・ETC2.0 車載器・担当者の変更や廃車等の場合は速やかに手続きをしてください。
- ●上記の車両諸元は、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第13条において、限度超過車両の登録に係る車両幅等の基準として定めてありますが、システムにおいて自動で算定可能な上限値として定めています。
- ●車両総重量8トン・幅2.5メートル・高さ3.8メートル・長さ12メートルのいずれか一つでも超えていれば 特車通行制度の対象となり、車両登録の際に車両ナンバーを入力すると一部の車両諸元が自動的に読み込まれます。

6. 車両登録も経路検索も無料でお試しできます



7ページ

- 車両登録も経路検索も無料で試すことができます
 - ユーザ ID を取得し、企業コードを登録された利用者は、車両登録も経路検索も無料で試すことができます。
 - 代理人もユーザ ID を取得し、代理として手続する企業の企業コードが登録されれば、車両登録も経路検索も無料で試すことができます。
 - 無料で車両登録から経路検索までお試しされる場合には、以下の手順で操作をしてください。
 - ①単車・トラック/トラクタ/建設機械の車両登録については、必要な車両諸元(車載器管理番号・ASL-ID も含む)を入力したあと、手数料支払いで「後で支払う」を選択して下さい。
 - ②トレーラの車両登録については、必要な車両諸元を入力したあと、手数料支払いで手数料表示が " 0円"で あることを 確認して、そのまま決済して下さい。(クレジットカードや銀行振込の画面は表示されません)
 - ③経路検索では、上記①および②で登録した車両を呼び出してください。
 - ④経路検索で走行したい経路が取得できない場合は、車両を選び直したり起終点を変更したり、経由地点を変更、追加、削除して 何度でも無料でお試しが可能です。

■ 注意事項

- ●「後で支払う」を選択した単車・トラック/トラクタ/建設機械は、「未支払車両一覧」に表示されます。
- "0円 "で決済したトレーラは、「登録車両一覧」に表示されます。
- 単車・トラック/トラクタ/建設機械の車両登録で誤って「登録者情報入力」を押して決済画面に進んだ場合は、そのまま 15分ほど放置してください。決済手続きは自動的にキャンセルされます。
- ●経路検索で使用できる車両は、「未支払一覧」に表示されている単車・トラック/トラクタ/建設機械と、「登録車両一覧」に表示されているトレーラになります。
- 車両登録ができた場合でも、実際の経路確認において走行可能経路が取得できるか否かについては、各道路の構造によります。
- 車両登録も経路検索も、実際に支払い手続きをされない限り、手数料が請求されたり引き落とされることはありません。利用されない場合、そのまま放置していただいても構いません。

7. 通行可能経路の確認は「2 地点双方向 2 経路検索」と「都道府県検索」



8ページ

■ 通行可能経路は 2 地点双方向 2 経路検索と都道府県検索との 2 つの方法があり、通行形態に応じて選択できます。

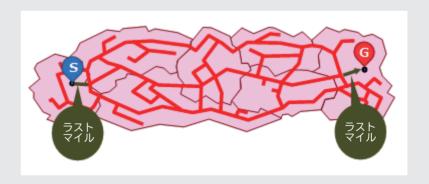
2 地点双方向 2 経路検索

- 出発地から目的地までの主経路と代替経路(代替経路がある場合)の2ルートとその2つのルートをつなぐ渡り線について、 それぞれ双方向の経路を確認します。
- 代替経路や渡り線は渋滞や事故時の迂回に使えます。
- 経路の中間部分(ラストマイルを除く)は、 重要物流道路・大型車誘導区間を確認します。
- 経由地の指定、距離優先・高速道路優先など条件指定ができます。



都道府県検索

- 出発地、目的地を含む都道府県単位で、都道府県内の 重要物流道路・大型車誘導区間全線を確認します。
- 通過する際に必要な都道府県を選択してください。

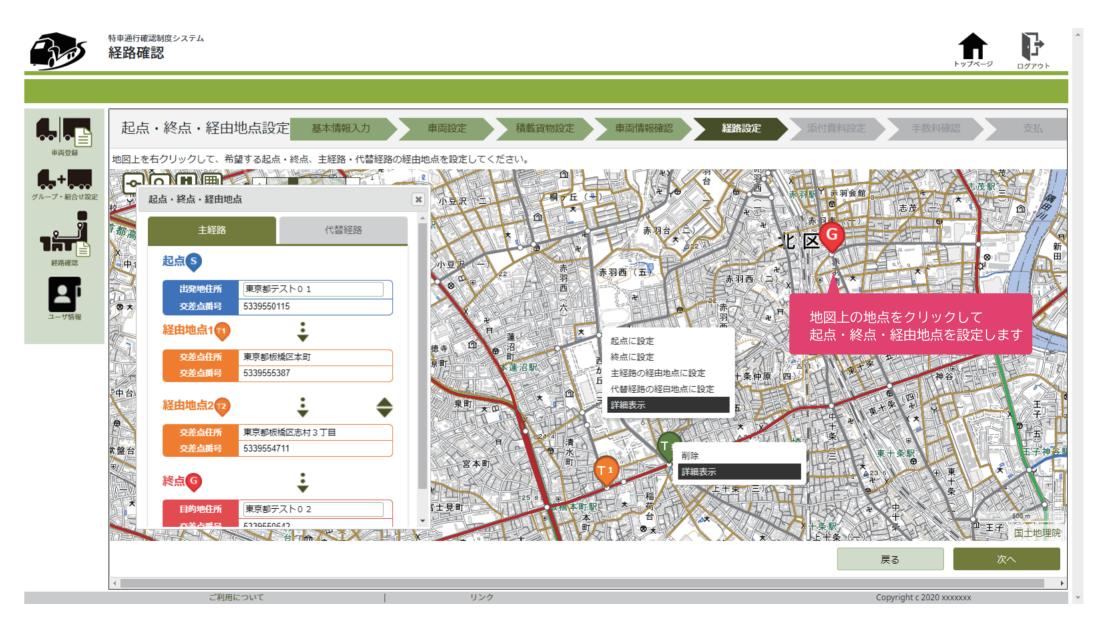


- どちらの経路検索方法も、出発地や目的地を簡単に設定することが出来ます。
- 確認できる通行経路は、道路管理者が定める判定基準に係る道路の区間で、個別協議が不要な経路です。
 - 道路情報が電子データ化された道路は、経路検索画面に表示されます

8. 「2 地点双方向 2 経路検索」



■ 主経路・代替経路の経由地点を設定し、起点・終点・経由地点を通過する重要物流道路または大型車誘導区間の 経路検索を行います。また主経路・代替経路を結ぶ渡り線の経路検索を行います。

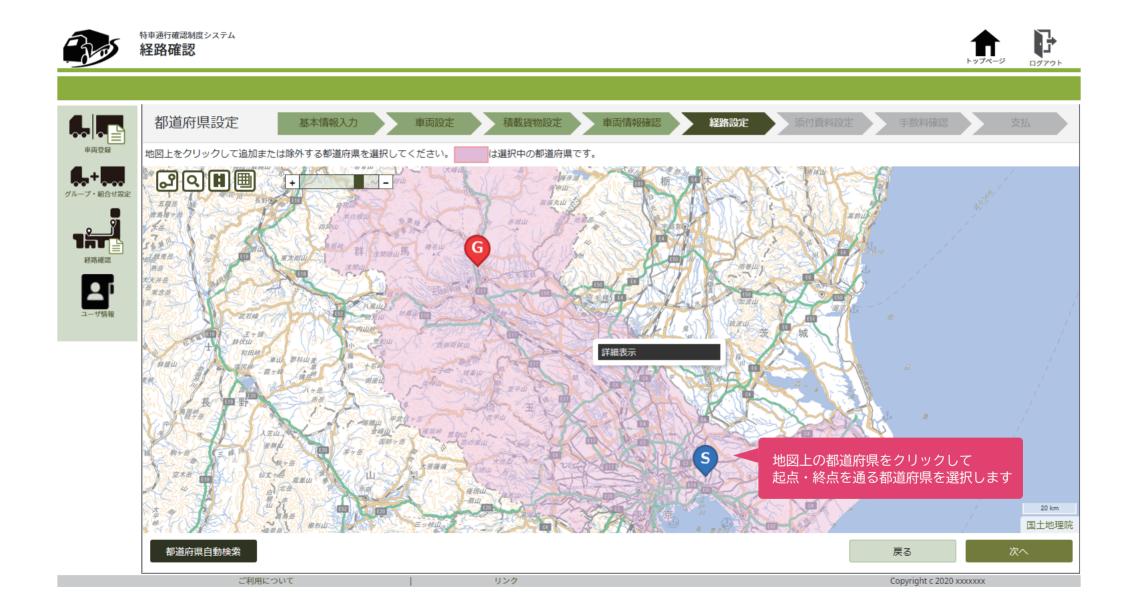


• 主経路・代替経路それぞれの検索条件(最短経路、一般道路優先、有料道路優先)を選択します

9. 「都道府県検索」



■ 起点・終点を含む通行する都道府県を選択し、 都道府県内の全ての重要物流道路または大型車誘導区間を対象として経路探索を行います。

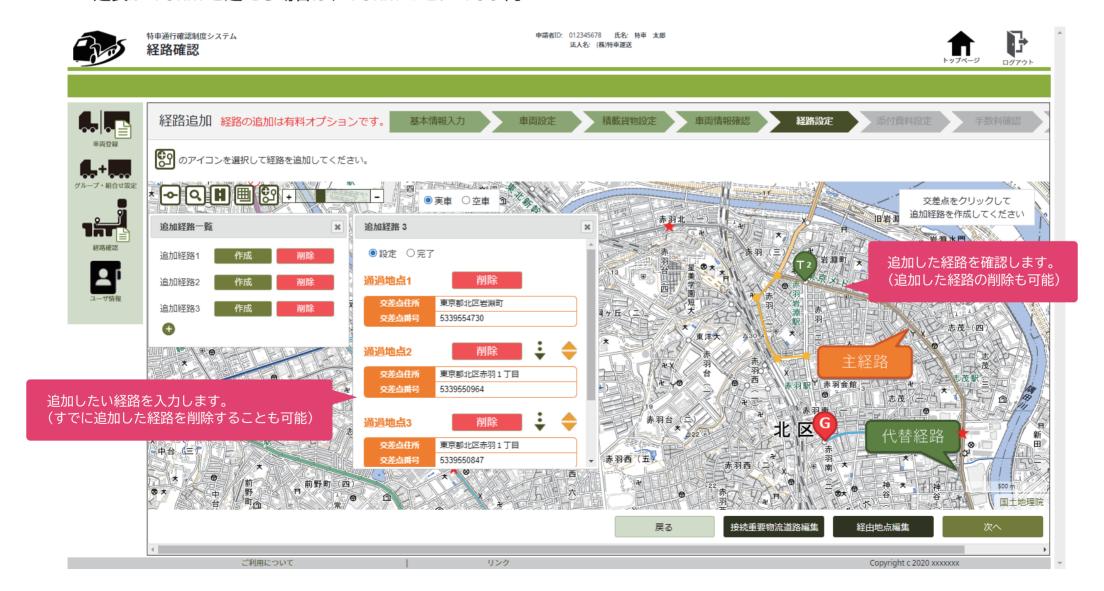


10. 一度確認した経路に新たに経路を追加して確認できます



11ページ

- 確認済の通行可能経路に、新しい目的地など経路の追加ができます。
 - 確認通行可能経路を確認した後でも、新たな目的地が発生した場合簡単に経路を追加できます。
 - 経路検索の渡り線に追加することもできます。
 - ●確認 1 件につき 100 円* (経路延長 10km まで)(1 年間有効)※延長が 10km を超える場合は、10km ごとに 100 円



11. 簡単になったオンライン申請

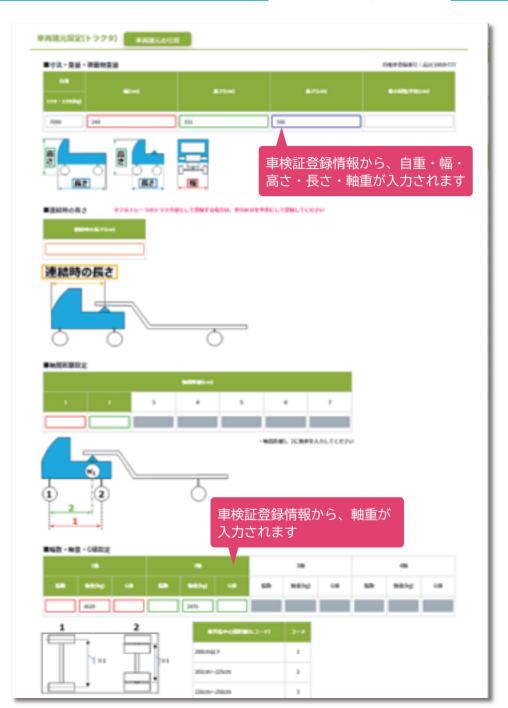


12ページ

- オンライン申請が簡単になりました。
 - 車両登録における車両諸元の入力など、オンライン手続き画面 における一部の入力項目については、システム側で自動入力サポートを行うなど、手続きの手間を軽減しました。
 - 規定外の数値を入力した場合には、エラーメッセージで入力値の間違いをお知らせします。
 - 車検証記載の車両諸元が以下の条件全てにあてはまる場合は、 車名・型式検索ができないため車両登録ができません。

車両総重量8 t 以下 高さ3.8m以下 長さ12m以下 幅2.5m以下





12. 通行可能経路を即時回答 回答書入手後から走行可能



13ページ

- 通行可能経路はオンラインで即時回答しますので、回答書が入手出来次第、すぐに走行できます
 - ◆全ての手続きをオンラインで、原則24時間受付いたします。回答書の入手が出来次第、すぐに走行できます。
 - 手数料の決済が完了したら携行する「回答書」をオンラインで即時交付します。

333333333342

構近〜千葉ルート

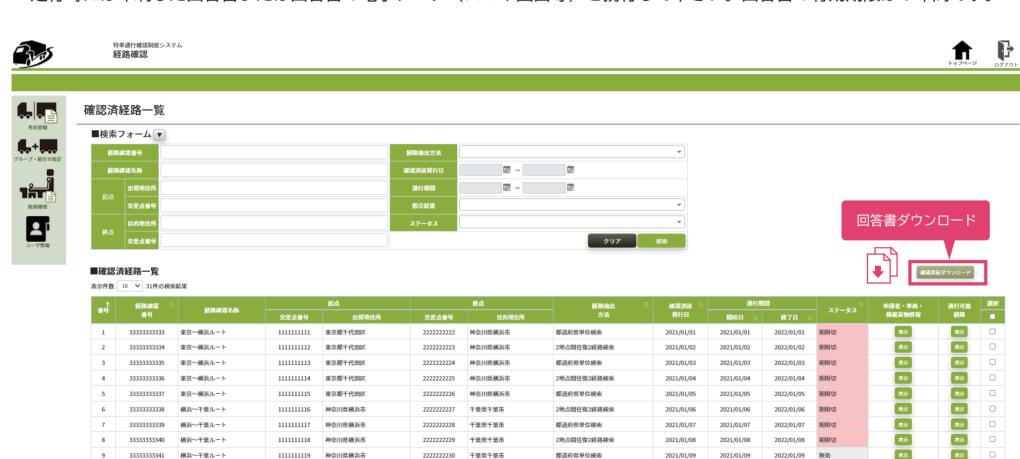
11111111120

抽些川旦構近市

2222222231

千葉但千葉市

● 走行時には印刷した回答書または回答書の電子データ(スマホ画面等)を携行して下さい。回答書の有効期限は1年間です。



2地占問往復2経路給表

《 < 1 2 3 4 > 》 1 /4 移動

2021/01/10

2021/01/10

2022/01/10

13. 通行可能経路がスマホやタブレットなどでも確認可能



14ページ

- 確認済の通行可能経路は電子データでいつでも見ることができます。
 - ■回答した通行可能経路や通行条件は申請者ごとに保存されます。
 - ●保存された通行可能経路や通行条件は、スマートフォンやタブレットなどで確認できます。
 - 事故や渋滞等で迂回する必要がある場合に、スマートフォンやタブレットなどで確認することが可能となり便利になりました。

パソコンでの通行可能経路確認画面



スマホでの通行可能経路確認画面



14. 特車通行確認制度の利用要件

15ページ

- 積載貨物の重量記録を保存してください
 - 特種車両通行確認制度では、通行した際の記録として重量記録を通行から1年間、書類または電子データで保存する義務があります。
 - 道路法第四十七条の十二の規定に従い、国が重量記録の提出を求めることがあります。
 - 重量記録として、括弧内の情報が記載されている下記の書類のいずれかが必要です。
 - ① 乗務記録(積載貨物重量、積卸しの日時・場所)
 - ② 送り状 (積載貨物重量、積卸しの日時・場所)
 - ③ ①・②に類する書類(積載貨物重量、積卸しの日時・場所)
 - ④ 積卸し時における重量測定結果(総重量、測定日時)
- ETC2.0 車載器を搭載して車載器管理番号と ASL-ID を登録してください
 - 単車・トラック、トラクタ、建設機械には ETC2.0 車載器の搭載が必要です。
 - ETC2.0 車載器管理番号は、車載器本体、取扱説明書又は ETC2.0 車載器セットアップ申込書・証明書(お客様保存用)に 記載されています。
 - ETC2.0 車載器管理番号がわからない場合は、販売店又は車載器メーカにお尋ねください。
 - デンソー、パナソニック、三菱電機の一部の ETC2.0 車載器については、車両登録の際に車載器管理番号を入力すると、自動的に ASL-ID が入力されますが、自動的に入力されずかつ ASL-ID が不明の場合は、特車登録センターにお問い合わせください。

15. 車両登録および経路確認にかかる手数料一覧



16ページ

■ 車両登録および経路確認にかかる手数料は下表の通りです。

手数料の種類 車両登録手数料		金額	備考	
		1 台につき 5,000円	・5 年間有効 ・連結車はトラクタ単位 ・トレーラは登録手数料不要で有効期間無し	
	2 地点双方向 2 経路検索	確認 1 件につき 600 円	・1 年間有効 ・主経路・代替経路および渡り線を双方向	
通行経路 確認手数料 (1台当り)	都道府県検索	確認 1 件につき 400 円/県(1 ~ 4 県まで) 300 円/県(5 ~ 14 県まで) 200 円/県(15 ~ 47 県まで) ※詳しくは「(参考) 経路確認手数料の事例(都道府県検索)」 の都道府県検索手数料早見表をご覧ください	・1 年間有効 ・都道府県内の主要道路全てを一括して 検索・確認 (主要道路=重要物流道路・大型車誘導区間)	
	追加経路検索	確認 1 件につき 100 円(経路延長 10km まで)	・1 年間有効 ・延長が 10km を超える場合は、 10km ごとに 100 円	

※ 現行制度 1 経路片道 200 円 ⇒ 新 制 度 (2 経路+渡り線)×往復 600 円 目的地の追加が 100 円 (10 km毎)

- 手数料は実費を勘案して国が政令で定めた額です。
- 消費税及び金融機関費用は不要です、手数料の金額のみお支払いください。
- セミトレーラ、フルトレーラの車両登録の手数料は不要です。
- 通行可能経路が重要物流道路の許可不要区間である場合かつ車両が許可不要区間の制度対象車両の場合は、手数料は発生しません。
- ラストマイル・追加経路に許可不要区間が含まれ、かつ車両が許可不要区間の制度対象車両の場合は、 許可不要区間部分を除いた延長に対して手数料が発生します。

16、手数料の支払い方法はオンラインによるキャッシュレス決済



17ページ

- 車両登録の手数料も経路確認の手数料も、いずれもオンラインによるキャッシュレス決済です。
 - オンラインによるキャッシュレス決済なので、支払い完了と同時に回答書が発行されます。手数料の合計が 20,000 円以下の場合は クレジットカード決済となります。
 - 手数料の合計が 20,000 円を超える場合は、ペイジーによるネットバンキングの利用が可能です。
 - 利用者様がお支払いを途中で中断された場合には画面上のステータスが 20 分程度で「支払中」から「未支払」に戻ります。 「未支払」に戻りましたら、支払いを再開することができます。
 - クレジットカードの支払いでは3D セキュア 2.0 (クレジットカード本人認証サービス) を採用しています。

車両登録手数料確認画面





経路検索手数料確認画面

クレジットカード



ネットバンキング



(参考) 車両登録手数料の事例

展 特車登録センター HIDO ー般財団法人 道路新産業開発機構 HIDO ー般財団法人 道路新産業開発機構

単車:1台

トラクタ:3台 トレーラ:4台

単車・トラクタ台数	1 台当たりの登録手数料 (円)	手数料合計
A	B	A×B
4	5,000	20,000

[※]トレーラの登録手数料は無料

(参考) 経路確認手数料の事例 (2 地点双方向2経路検索)



19ページ

車両台数:10台

出発地・目的地の組み合わせ数: 3件

車両台数(台)	確認の求め 1 件当たりの単価 (円)	件数 (件)	手数料 (円)	
A	B	C	A×B×C	
10	600	3		

(参考) 経路確認手数料の事例 (都道府県検索)

展情車登録センター HIDD —般財団法人 道路新産業開発機材 Highway Industry Development Organization

車両台数:10台

通過する都道府県数:9県

志玉 4 ※ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		が道府県数に応じた単価(円)		\Z\G \#\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	一生(小) (D)
車両台数 (台) A	1 ~ 4 B	5 ~ 14 B'	15 ~ 47 B''	通過都道府県数 C	手数料(円) A×B×C
10	400	300	200	9	31,000

[※]実務上は車両台数に下記の「都道府県検索手数料早見表」の金額を掛け合わせて頂くのが便利です。

都道府県検索手数料早見表

通過都道府県数	支払い手数料(円)	通過都道府県数	支払い手数料(円)	通過都道府県数	支払い手数料(円)
1	400	17	5,200	33	8,400
2	800	18	5,400	34	8,600
3	1,200	19	5,600	35	8,800
4	1,600	20	5,800	36	9,000
5	1,900	21	6,000	37	9,200
6	2,200	22	6,200	38	9,400
7	2,500	23	6,400	39	9,600
8	2,800	24	6,600	40	9,800
9	3,100	25	6,800	41	10,000
10	3,400	26	7,000	42	10,200
11	3,700	27	7,200	43	10,400
12	4,000	28	7,400	44	10,600
13	4,300	29	7,600	45	10,800
14	4,600	30	7,800	46	11,000
15	4,800	31	8,000	47	11,200
16	5,000	32	8,200		

(参考) 経路確認手数料の事例 (追加経路)

に 特車登録センター HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構 Highway Industry Development Organization

車両台数:10台 追加経路:15km

車両台数(台)	追加経路 10km 当たりの単価 (円)	10km 単位に切り上げた追加経路 (km)	手数料(円)
A	B	C	A×B×C÷10
10	100	20	